

令和3年5月25日

令和3年第2回岬町議会臨時会

第1日会議録

令和3年第2回（5月）岬町議会臨時会第1日会議録

○令和3年5月25日（火）午前10時30分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 奥野 学
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
7番 辻下 正純	8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃
10番 和田 勝弘	11番 出口 実	12番 道工 晴久

欠席議員0名、 欠員0名、 傍聴0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室 危機管理監	増田 明	
副町長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田 忠剛	
副町長 松岡 裕二	総務部理事	寺田 武司	
教育長 古橋 重和	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端 慎也	しあわせ創造部総括理事 兼住民課長	今坂 嘉文
総務部長 西 啓介	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長	辻里 光則	
財政改革部長 相馬 進祐	しあわせ創造部理事	松本 啓子	
しあわせ創造部長 松井 清幸	しあわせ創造部理事 兼子育て支援課長	松下 亨	
都市整備部長 奥 和平	都市整備部理事	吉田 一誠	
教育次長兼指導課長 澤 憲一	会計管理者 兼会計室理事	福井 智淑	
まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長	小川 正純

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会期

令和3年5月25日（1日）

○会議録署名議員

11番 出口 実 1番 松尾 匡

議事日程

日程第1	議席の変更について
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	諸般の報告
日程第5 議案第40号	令和3年度岬町一般会計補正予算（第2次）について

(午前10時30分 開会)

○道工晴久議長 皆さんおはようございます。

ただいまから、令和3年第2回岬町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時30分です。

本日の出席議員は、12名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立いたしました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

○道工晴久議長 これより、本日の会議を開きます。

日程第1、議席の変更について行います。

今回、議長の選挙に伴い会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更いたします。

奥野 学君の議席を3番に、そして、私、道工晴久の議席を12番にそれぞれ変更いたします。

○道工晴久議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名します。

11番、出口 実君、1番、松尾 匡君、以上2名の方をお願いいたします。

○道工晴久議長 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月25日の1日としたいと思えます。これにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日5月25日の1日と決定
いたしました。

○道工晴久議長 日程第4、諸般の報告を行います。

令和3年5月3日に出口 実君が大阪府知事から憲法記念日知事表彰を受けられましたので、
伝達式を行います。

出口 実君は演台前にお越しく下さい。

(出口 実議員 演台前に移動)

○道工晴久議長 表彰状、出口 実様。

多年、地方自治の振興に尽力され、その功績は顕著でありますので表彰します。

令和3年5月3日

大阪府知事 吉村洋文

おめでとうございます。

(拍手)

○道工晴久議長 続きまして、町長からの感謝状の贈呈がございます。

田代町長、演台までお願いします。

○田代町長 感謝状 岬町議会議員 出口 実様。

あなたは多年にわたり岬町議会議員として地方自治の振興、発展に寄与されました。その功績は誠に顕著で、ここに感謝の意を表します。

令和3年5月25日

大阪府泉南郡岬町長 田代 堯

どうも、おめでとうございます。

○出口 実議員 ありがとうございます。

(拍手)

○道工晴久議長 ただいま感謝状の贈呈が終わりました。

表彰状並びに感謝状を受けられました出口 実君より、謝辞を申し述べたいとのごことでございますので、これを許可いたします。

出口 実君、よろしくお願いします。

○出口 実議員 ただいま議長の許可を得ましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

5月3日の憲法記念日におきまして大阪府知事賞を受賞いたしまして、誠にありがとうございます。

これもひとえに住民の皆様、行政の皆様、そして議員各位の方々のご支援の下、頂戴できたものだと感じております。

まだまだ未熟者でありますけれども、これから先、また住民の視点に立って議員活動を頑張っていきたいと感じております。

それと、また一言この場をお借りしまして御礼を申し上げたいと思います。

田代町長、そして衆議院、参議院の議員、市長、府議会議長から多数の祝辞を頂いております。

その中で、私みたいなものにいろんな方からいろんな祝辞を頂き、誠に感謝を申し上げます。

どうぞ、ひとつ今後とも議員活動を精一杯頑張りますので、どうぞご支援、ご鞭撻のほどよろ

しくお願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○道工晴久議長 表彰を受けられました出口議員さんにおかれましては、多年にわたる議員活動、本当にご苦労様でございます。

今後ともよりよい岬町のためによりしくお願い申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

それでは、本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶を求められておりますのでこれを許可いたします。

岬町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和3年第2回岬町議会臨時会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

初めに、本臨時会では、先ほど諸般の報告におきまして、出口 実議員が永年地方自治行政に従事した功績が認められ、大阪府知事表彰を受賞されました。誠におめでとうございます。

出口議員の永年のご功績に敬意を表しますとともに、今後も本町の発展に引き続きご尽力賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の状況としましては、4月25日に4都道府県で発出された緊急事態宣言の実施区域が現在では10都道府県に拡大されるなど、全国的に非常に厳しい状況でございます。

本町としましては、感染拡大防止対策や緊急事態宣言による深刻な影響を受けた住民の皆様への支援策、またワクチン接種事業を円滑に進めることが喫緊の課題でございます。

そのような中、5月17日に開催された大阪府町村長会総会において引き続き大阪府町村長会の会長としての重責を担うこととなりました。

今後につきましても、大阪府内町村を代表し、ワクチン接種事業を含む様々な事業において他の都道府県、市町村とともに連携し、町村の振興に尽力してまいります。

さて、本臨時会にご提案を申し上げます付議事件でございますが、令和3年度岬町一般会計補正予算（第2次）についてが1件、以上、議案1件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶

とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○道工晴久議長 町長の挨拶が終わりました。

本日は新型コロナウイルス感染症防止対策として、議案に係る職員及び町長、副町長、教育長、総務部長のみ残って審議いたします。

それでは、他の方はご退席願います。

○道工晴久議長 日程第5、議案第40号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第2次）について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第5、議案第40号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第2次）について」をご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言が延長される中で、事業経営や住民生活に深刻な影響を及ぼしている状況を鑑み、町内事業者や子育て世帯への経済的支援、社会問題となっている「生理の貧困」への対策経費などの必要な経費を予算計上するものでございます。

なお、今回の支援措置等につきましては、できる限り速やかに実施をする必要があることから臨時会の開催をお願いし、議案上程させていただいたものでございます。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

議案書のほか、予算書とともに配布させていただいております補足説明資料と併せてご参照願います。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,912万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億6,618万8,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（その他世帯）1,426万9,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により低所得のその他世帯、すなわ

ち低所得のひとり親世帯以外の世帯に対して食費などによる支出の増加の影響を踏まえ、児童一人当たり5万円を給付するもので、実施主体の岬町に対して給付金、事務費とも全額国費から交付されるものでございます。

府支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（ひとり親世帯）12万4,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による低所得のひとり親世帯に対して食費などによる支出の増加の影響を踏まえ、児童一人当たり5万円を給付するもので、大阪府が実施主体となることから、事務を行う岬町に対して手続きに必要な事務費として全額府費から交付されるものでございます。

繰入金といたしましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金1,473万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては、9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

民生費といたしまして、1,514万6,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、経済的貧困により生理用品が買えない「生理の貧困」に対応するため生理用ナプキン希望者に無償配布するための費用75万3,000円を計上するとともに、子育て世帯生活支援特別給付金事業費につきましては歳入予算で説明させていただきましたように、低所得者のひとり親世帯とその他世帯を対象に、その他世帯分の給付金1,060万円のほか、事務費として職員の超過勤務手当や給付金システム導入委託料など、合計379万3,000円を計上するものでございます。

商工費につきましては1,397万9,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、国の一時支援金の対象とならない町内の事業者で、令和3年の1月、2月または3月の売上げが対令和元年及び令和2年の同月対比で減少となった事業者を対象に、1事業者当たり20万円を支給するもので、事業者支援金1,300万円のほか事務費として周知するための回覧発送手数料、商工会への事務委託料の合計97万9,000円を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

和田議員。

○和田勝弘議員 9ページの民生費の児童福祉の支給、特別給付金ですが、スムーズに早く支給できればよいのですが、この支給日についていつ頃になるのか、目安でよいので、この件について伺いたい。

○道工晴久議長 松下理事。

○松下しあわせ創造部理事 和田議員の質問にお答えさせていただきます。

支給時期でございますが、ひとり親世帯分の特別給付金につきましては、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方については5月20日に既に振込済みでございます。

あと、公的年金等を受けていることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方、それから新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した方につきましては随時受付ということとなっております。

次に、その他世帯分の特別給付金でございますが、こちらにつきましてはシステム改修の必要がありますので、業者のほうでどうしても7月上旬まで改修が完了するまでかかりますので、7月中の支給ということで考えています。

○道工晴久議長 和田議員。

○和田勝弘議員 今聞きますと、5月20日にもう支給しているとあるのですけれど、あと残りもあるようなので、スムーズに早く支給できるよう要望いたします。

○道工晴久議長 ほかにございませんか。

中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 まず、原資の問題でお尋ねしたいのですが、コロナ対策の今年度の地方創生臨時交付金の支出を国においてはお決めになったようなのですけれども、岬町に正式な内示はまだかもしれませんけれども、それが一つ原資ということになるのか。そうであるならば、金額についてもお示しをいただきたいと思えます。

それから、具体的な事業について幾つかお尋ねいたします。

まず一つ目ですが、「生理の貧困」に対応するものとして、生理用ナプキンを無償配布することについてお尋ねいたします。

画期的で前向きな、また意欲的な事業であると認めるものでありますが、これは町長の発案であるとお聞きしております。

参考までに、素朴な疑問をお尋ねしますが、こういった事業をなさろうとお考えになったきつ

かけですとか、何か報道に触れてとか、どういったことから今回のこのご提案に至ったのか、その辺りについてお尋ねしたいというのが一つ目です。

それからもう一つ、「生理の貧困」への対応で、配布の方法についてお聞きしたいと思います。

事前にお配りをいただいていた報道提供の資料によりますと、役場のしあわせ創造部福祉係において、対応は女性職員が行い、希望者には窓口備付けのカードを見せていただくことなどで配布と書かれております。

この配布の方法については非常に細やかな配慮が行き届いたものと考えているのですが、中には、もしも取りに来れないということがあった場合に、郵送も含めて検討する必要があるのではないかと思うのですが、配布方法を工夫されるお考えはないのか、併せてお聞きします。

それから、事業者支援に関わってお尋ねいたします。

まず、1点目に65事業者を対象と掲げておられますけれども、どのようにこの65という事業者数を検討されたのかお聞きしたいと思います。

それから、2点目ですが、この制度の内容についてお聞きします。

一時支援金の対象とならない事業者という決まりがありまして、それは具体的にどのような事業者を指すのか、この機会に確認したいと思います。

と言いますのが、大阪府は緊急事態宣言が発令されている地域ということになりますので、飲食店の時短営業の影響を受ける、具体的に申しますと、飲食店等に食材等を納入している事業者は影響を受けるという格好になりますけれども、そういった事業者や、また外出自粛の影響を受ける事業者において、1年前、2年前の1月から3月期で50%以上の収入減が認められた場合、というのが国の一時支援金の制度となっているのですが、そこから外れる事業者ということを指しているのだと思います。

ただ、今申し上げた二つの要因による収入減ということがはっきりと分かりにくいというケースもあるのではないかと考えているのです。

例えば、何かの物を作る製造業などで、同じように収入減が認められたという場合、対象とするのか。

また、1%以上50%未満という定めがありますが、これは一時支援金が50%以上減少した事業者を対象としておりますので、そこからそこに当てはまらない事業者を救おうということで、その意欲については前向きに大いに評価できるものと考えられるものなのですが、この一時支援金というのは、従前あった持続化給付金よりもさらに対象が狭いわけです。

ですので、50%以上の減少があるけれど、一時支援金の対象にならないといった事業者もあ

り得るのですけれども、そこは対象にしないという考え方なのか。

少し複雑な話ですけれども、その点についてもお聞きしたいと思います。

それから、国の一時支援金のことが挙げられておりますので、これは3月までの制度で、申込みは今月末までということになっておりますが、その後、4月以降月次支援金というのが国で設けられるわけですね。

この月次支援金の対象外となったところへも何らかの救済措置が必要ではないかと考えますが、4月以降ということについて検討されていないのかお聞きしたいと思います。

それから、実際の審査に関わって少し踏み込んでお聞きしたいと思います。

事務委託料が95万円ということで設けられておまして、委託先について確認をさせていただきます。

それから、審査については岬町が実際には審査なさるということになるとと思いますが、それについては交付要綱を作成なさるということであるのか、また要綱を作成されると思うのですけれども、その要綱の中で審査に当たって、具体的に申し上げますが、白色の申告をされている事業者で営業等の事業収入に記載がない場合、昨年行われていた事業者支援金の対象外となったのですが、今回も同じような取扱いになさるのか、お聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 私からは、最初にご質問いただきました財源のことでご答弁申し上げたいと思います。

今回の補正予算の財源につきましては、財政調整基金を繰り入れて編成したものでございます。

令和3年度分といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の限度額につきましては約1億300万円の提示がございましたけれども、これにつきましては、さきの第1次補正予算の財源として充当済みでございます。

第1次補正予算を上程した3月末以降、変異ウイルス拡大に伴う感染者数の増加等によりまして3度目の緊急事態宣言が発せられ、大型商業施設や飲食店は大きな影響を受けておるところでございます。

こうした状況を鑑み、町の独自施策につきましては、今回のように財政調整基金繰入金を財源に予算を編成したものでございます。

なお、現時点では地方創生臨時交付金の確保の見通しは立ってはいませんが、国や大阪府に対しまして、引き続き必要な要望を行ってまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 中原議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の新型コロナ対策支援については、数多くの住民の方からいろんな声を聞いていたわけですが、すけれども、例えば、国の施策による支援から漏れた企業の皆さん方、そして家庭で障がいをお持ちの方、そういった中で仕事へ行くにも行けない、そういういろんな状況を聞いた中で、特に議会の議員を通じて要望がありました企業者への支援、また、そういった女性の貧困対策、こういったものについてのご要望を頂きました。

その要望を踏まえて、十分検討した結果、これはいち早く支援することが生活者に対しての支援策かなということであえて臨時議会をお願いした次第でございます。

内容については、先ほど担当から説明のあったとおりでありまして、まだこれでは十分とは私は思っておりません。

しかし、厳しい財政状況の中で、とにかく、少しでもお困りの方に手を差し伸べていくというのが私は一番大事であろうと、このように思ったことから今回の予算化をお願いした次第でございますので、よろしく願いいたします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

生理用品の無償配布についての取組でございます。先ほど、臨時議会に向けての思いについては町長からありましたが、今回、生理用品の無償配布につきましては、経済的理由により生理用品を入手、購入することが困難な人の「生理の貧困」がコロナ禍でさらに社会問題となってテレビ等でも報道されているところでございます。

また、他の自治体では災害備蓄品のうち使用期限を迎える前の生理用品を必要とされる方へ無償で配布する事例もあるということで、本町においても災害備蓄品の備蓄状況を調べたところ、使用期限を迎える前の備蓄の数が少なかったことで、この分につきましては岬町の小中学校で活用していただくとしたところでございます。

しかしながら、住民の方の中でも生理用品の購入が困難な方について、必要な施策であることとして今回取り組みたい、ということで上程をさせていただいたところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

また、配布方法につきましては、議員ご紹介いただきました福祉課の窓口において希望される方へ、十分な配慮に気をつけながら、窓口での配布を基本に考えております。

それでスタートさせていただきたいと思っておりますが、議員言われましたように郵送での配布については、今回、通信運搬費の経費は計上させていただいていませんが、今後、そういった方

への配慮も必要ではないかと考えておりますので、郵送による配布も検討していきたいと思っております。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 私からは、事業者支援金の質問についてお答えさせていただきたいと思えます。

まず、65事業者を対象とした根拠ということでございますが、前回実施いたしました岬町事業者支援金の実績が43件でございました。その約1.5倍の数を今回の予算としております。

ただ、心配なところもございますが、取りあえず算定根拠といたしましてはそういう状況でございます。

一時支援金の対象とならない事業者ということで、製造業などの例も挙げていただきましたが、基本的には中小法人、個人事業主を全て、また、その他法人、その他法人というのは特定非営利法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、私立学校法に規定する学校法人、水産業協同組合法に規定する漁業協同組合等も含めて、幅広く支援したいという考えでございます。その要件といたしまして、一時支援金の対象とならないということで1%から50%未満の方ということを前提に考えております。

そして一時支援金のお話も出ましたが、3月議会以降、4月に緊急事態宣言も発出されて、長く影響が続いておるところから事業経営が深刻な状況になっているということで、町内事業者を支援するという目的でございます。

国の支援策については、全てが50%以上の影響を受けているというところで、私どもといたしましては、50%未満の方を対象に広く支援をしていき、町内事業者の経営の継続につなげてまいりたいと考えているところでございます。

審査は最終的には町で行うわけですが、事務手続きについては前回同様、岬町商工会にお願いすることとしております。

それと、交付要綱は作成中でございまして、現在、案がほぼ定まってきている状況でございます。

審査に当たって具体的な例といたしまして、白色申告者について収入証明書の根拠のところですが、白色申告の方は総収入額が記載されていても収入明細が申告書類に記載されていない場合がございます。今回はそこら辺のところは緩和して、申告をしていただいで納税義務も果たしていただいている方につきましては、その収入明細書に代わる売上帳簿等の確認ができれば、その方についても支援金の支給をしていきたいと考えているところでございます。

○道工晴久議長 答弁漏れございませんか。

中原議員よろしいですか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 事業者支援金について、もう少しお尋ねします。

聞き漏らしたのかもしれないし、言い漏らしたかもしれませんが、月次支援金に対応するようなものは考えていないのかというのをお尋ねしたと思うのですが、答えていただいたのか、聞いていなかったのか。もし答えていたらごめんなさい、もう一度お答えください。

再度、もう少し詳細をお聞きしますけれども、今回の審査については、前回よりさらに緩和するというので、白色申告をされた方について、審査の上で月別の売上げが税の申告上よく分からないという方については、納税の証明であるとか売上明細、いわゆる帳簿みたいな感じのものをもって確認ができれば対象にする、ということかと思えますけれども、それは具体的にはどういう証明書を必要とすると考えているのか、お聞きしたいと思えます。

一時支援金では、今、私が申し上げたようなケースの場合、課税、もしくは非課税証明書を付いたり、あとは納税証明書を付いたりということでも足りるとされているわけなのでけれども、具体的な、そういった証明書の名称といいますか、そういうものをお考えであればお聞きしたいと思えます。

それから、要綱を今、取りまとめておられる途中だということで、まとまったらぜひ見せていただきたいと思えますので、この場で資料を要求しておきたいと思えます。

それと、もう1点ですが、対象の問題で、今回、一時支援金の対象とならないということはどう考えるかについてももう少し踏み込んでお聞きしたいと思えます。

今、製造業の例を挙げましたが、要するに、一時支援金というのは二つの対象要件があって、厳格に言うと三つですが、一つは50%以上の売上げの減少があるということで、これは明確なんですよ。

ただ、飲食店の時短営業に関わって影響を受けているということと、それから、外出自粛の影響を受けていると、この二つが要件としてあるわけです。

この二つが明確に証明しづらい場合であったとしても、1%から50%未満に売上げが減少したというところは対象にするというお考えかどうか、この点について重ねてお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、月次支援金のことについてですけれども、少し触れていなかったかと思しますので、3月議会の時点で、中原議員と谷崎議員からもその事業者に対する支援のことについては拡充するように、というようなご意見もいただいたところでありました。

そして、3月議会が終わって4月に新たな緊急事態宣言が発出され、現在も続いているわけですが、こうした状況を踏まえて、今回の事業者支援金の手だてが必要ではないかと、町内事業者の経営が深刻な状況になってきているのではないかとということで、今回の事業者への支援を決めた後に、月次支援金の支援策が国から示されてきたわけです。それは国の支援制度でございまして、私どもとしましては、それらを含めて、今の現状として町内事業者の経営状況が深刻になってきているので、2回目の事業者支援金の施策を実施したいというところございまして、その後、これからどういように新型コロナウイルスの影響がまだまだ続くということも考えられますが、それはまたその先のことで、取りあえず今の状況で事業者支援金をもって町内事業者の皆さんを支援したいという考えでございます。

次に、証明書類の考え方についてですが、前回の事業者支援金の際に、公的証明書類がなく不交付となった方が1件ございましたが、そういった事例も踏まえまして、今回はそういう公的な証明でなくても、事業者様がおつけになられている帳簿で月次の金額が分かって、前年同月と前々年同月のいずれかと比較できれば、そして確定申告をされている年間の収入合計額と一致すれば、承認していきたいと考えています。

そして、一時支援金の要件のところ、飲食店というのは分かりやすいと思うのですが、外出自粛による影響というのは少し幅広くて、どういように見ていくのかというのがあるかと思うのですが、本来の目的が町内事業者の経営状況を支援するという目的でございますので、ここは広く考えて、売上げが減少していると、事業者がそれは新型コロナウイルスの影響によって減少しているものだということであれば、ここについても広く認めていきたいなと考えているところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 1点だけ、重ねてお尋ねします。

審査に当たって非常に緩和をしていくということで、それは大変結構ですが、申告のときの収入と月次の売上げが分かるもの、それが一致すればということではありますが、申告の仕方といいますか、それによっては、収入は記載せずに所得のみを記載するというケースもあるわけですね。その場合はどうなさるのか、最後にお聞きしておきたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えします。

白色申告の方で所得金額のみの記載の方がいらっしゃるということは、私も勉強不足で存じ上げていなかったところですが、それであっても、売上げの比較ができて、1%から50%未満ということをお条件にしておりますし、確定申告をしていることも要件にしておりますので、その両方を満たしておれば認めていく方向になるというように考えております。

○道工晴久議長 次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 子育て世帯生活支援特別給付金事業についてお聞きしたいと思います。

これは、ひとり親世帯とその他世帯が対象となっているもので、ひとり親世帯の分に関しては5月20日で全て入金が終わっているということでした。

あと残っているのがその他世帯ということになるのですが、このその他世帯というのは申請が必要なんですね。申請が。

そこでお聞きしたいのですけれど、申請が必要な方、その他世帯に対する周知の仕方、それをお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、ひとり親世帯については支給日を先ほど申し上げましたが、5月20日に既に振込させていただいているという状況でございますが、こちらにつきましては、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方について、申請なしでそのまま児童扶養手当の口座に振込させていただいているという状況でございます。

それと、あとの方については公的年金受給により児童扶養手当の令和3年4月分が全部停止となっている方である場合と、コロナ感染の関係で家計が急変した方、こちらについては別途申請が必要という方でございます。

次に、その他世帯分の特別給付金でございますが、こちらにつきましては、まず令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、かつ令和3年度住民税均等割が非課税である方については申請は必要なしで給付させていただく予定でございます。

あと、児童手当は15歳までということになっておりますので、16歳から18歳までの子どもさん、障がい児については20歳未満の子どもさんを養育されている方についても令和3年度住民税均等割が非課税である方が対象となりますので、こちらの方につきましては申請が必要となります。

あと、三つ目の申請が必要なもう一つの方につきましては家計の急変ということで、こちらの

方につきましても、住民税非課税相当に該当する場合は申請していただくことによって特別給付金を給付させていただく予定でいます。

それで、あと周知の仕方でございますが、ひとり親世帯分につきましては、ホームページと、あと6月分の岬だよりでコロナ対策の補助関係の一覧のうちの一つに載せていただいているのと、あと7月分の岬だよりでも別途載せさせていただく予定でいます。

それと、あとその他世帯分の広報につきましては、また府から様式が示され次第、広報させていただく予定ですので、大体7月ぐらいになるかなということで考えています。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 私、何故これを聞くかということ、住民にとって非常にきめ細かい丁寧な取組だと思います。非常にありがたいと思っております。

ですが、せっかく住民のためにきめ細かな取組をしているのにもかかわらず、対象の住民にそれが届かなければ意味がないんですよ。

実は、去年もひとり親世帯の給付金というのがありました。第1回目が上半期にありまして、2回目が下半期にありました。

12月に締切りがあるものでございまして、それも児童手当を支給されている人は申請なしでいけるのですが、コロナの影響によって家計が急変したという家庭についても給付しますと、ただし申請してくださいねとあるのです。それが、その人はその情報を知らなくて、せっかくのそういういい話があったのに間に合わなかった、結局、それはそれでなんとかいけたようなのですが、けれども。

ということがあってはならないと思うので、周知の仕方をあえてお聞きしたのです。大体ホームページか広報誌になってしまうと思うのですけれど、そのほかに何かないのかなと思って今お聞きしているのですけれど。

例えば、つい最近、公式のLINEのアカウントができました。そういうところでもどんどん発信していくとかというのを、発信できるものを何でも使って住民に届くようにしていただきたいと思いますと思うのですが、その辺はいかがでしょう。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

特別給付金に関しましては、議員おっしゃられるように漏れがあってはならないものだと考えています。

なるべく皆様方に周知したいということで考えておりますが、具体的に今の段階ではホームペ

一ジと岬だよりという考えでおりますが、そのほかに何か住民の目に留まるような方法がないか、また考えさせていただきます。

○道工晴久議長 坂原議員、よろしいですか。

○坂原正勝議員 はい。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私からは1点お聞きします。

先ほど、中原議員からも質問がありました、商工費についての新型コロナウイルス対策事業でお伺いします。

時短営業協力金というのがありますけれども、これの対象者もこの事業の対象に含まれているのかどうかお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 松尾議員のご質問にお答えしたいと思います。

時短営業協力金ですね、これは大阪府の独自支援策というように認識しておりますけれども、これについては大阪府が実施しているものでございますので、そちらで該当すればそちらで支援を受けていただくと、私どもは岬町の事業者支援金として実施するものでございますので、私ども要件に合致すれば支給させていただくという考えでございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私の質問の趣旨としては、時短営業の協力金の対象者というのは町内にもいらっしゃるって、そこそこ支援を受けられている現状があると思うのですが、一方で、もともと夜営業されない、昼間営業されている、8時までで終わる飲食業というのも数多くある中で、もちろんその対象になる方もいらっしゃるれば、いらっしゃらない方もいるように思うのですね。

そこで、例えば、もちろん財源も限られている中で、昼間営業されている飲食業というのなかなかしんどい部分が今あると思うのです。例えば、時短営業協力金の対象外の方、飲食業の方々に対するフォローというのをもう少し手厚くしてあげるといいですか、手を差し伸べるという方策もできるように思うのですが、今回は幅広くということですが、今後、まちとしてそういったの方々に対するフォローアップというのをお考えかどうか、どういうように考えられているかをお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

大阪府が実施しています時短営業協力金、これについてはいろいろな議論があると思うのです

けれども、そこは大阪府の制度でございますので意見するところではないのですが。私どもとしては、飲食店だけではなくて、町内事業者でコロナの影響を受けられて国の支援金が頂けない方ということで対処しております、そういった昼間の営業の方も売上げが減少して国の支援制度に乗っかれなかった場合は、岬町の事業者支援金制度を活用していただきたいと考えているところでございます。

これから先の話、先ほども申し上げましたけれども、まだまだいろいろな影響が出てくる可能性は秘めていると思いますので、その辺で不公平感のないように対応していきたいと考えております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 最後ですけれども、ぜひ、おっしゃっていただいたのはいいと思うので、より現状に合わせた、課題に合わせた細やかな制度の設計をしていただきたいなど。

要は、時間のない中ですけれども、できるだけお店とか事業者の現状、今、課題をどう抱えているかというのをぜひ聞き取りいただいて、それに合った制度設計をしていただきたいなど、これは要望です。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原 晶君、賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、中原 晶君、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第40号、令和3年度岬町一般会計補正予算(第2次)について、大賛成の立場で討論に参加したいと思います。

まずもって申し上げますのは、本日ご苦労いただいたところと思いますが、臨時議会を開催いただいたことであります。

私はかねてから申し上げておりますが、どんなにいい提案であったとしても、議会を経て議決をした上で執行していただきたい、ということを繰り返し申し上げてまいりました。

そして、急いで執行するという点でいいですと、専決処分ということが行われることがま

るわけですが、今回は日程調整等ご苦労いただいて、こうして臨時議会にご提案をいただいたということにまずは高い評価をしておきたいと思えます。

その上で、先ほどお聞きした「生理の貧困」への対応について、これは非常に優れた施策だと思えます。

説明の中でご紹介がありましたけれども、備蓄として備えている生理用品を、更新が迫っているので備蓄分を無償配布して、さらに備蓄を買い足すということを行っている自治体も大阪府下においては、私が確認したところ、現在のところ二つしかありません。

それで、そこは備蓄を活用するわけですね。岬町の場合は、備蓄は学校等で活用し、さらに備蓄とは別に新たに購入をして配布をしようと、これはほかに本当に例のないような先進的な取組だと思えますので、これ以上ないぐらい評価したいと思えます。

それから、今後、配布について柔軟にご検討いただくという答弁をいただきましたが、それも努力していただきたいことと併せて、現在のところ希望者一人につき1パックを無償配布となっておりますけれども、生理は順調にいけば毎月やってくるものでありますので、1パックのみに限定して足りるのかという問題や、また、ナプキンだけではなく、タンポン等についても必要なケースがあるかと思えますので、今後、制度をさらに充実していただきたいことを要望したいと思えます。

さらにもう1点申し上げるとするならば、経済的貧困のみならず、ほかの要因がもとで生理用品の入手が困難になっているというのが事例としてもございますので、それは具体的に申しますとネグレクト等の虐待における状況や、また父子家庭といった状況で、子どもがお父さんにうまく言えないというような、そういった家庭もある、その中から社会問題として浮かび上がっているものでありますから、そういったことも含めて視野に入れて、できるだけきめ細やかな対応をお願いしたいと要望しておきたいと思えます。

それからもう1点、事業者支援事業について、これも非常に優れたものだと思います。

昨年から事業者支援金の事業は努力と工夫を重ねて、できる限り岬町内の事業者で国や大阪府の支援事業から取り残される事業者に何らかの給付をという努力を重ねてこられたことは評価しているところであり、また、今年度についてはその努力をさらに拡充して、幅広く、また審査についても非常に柔軟に取り組もうとされていることは、先ほどの説明でよく分かりました。

金額についても、一律20万円というのは大きな努力のあかしであると思えますので、岬町として弱者やまた困っている事業者に対してできる限りのことをしようという精神が非常によく表れたご提案、というように受け止めております。

子育て支援金については国の事業の措置ということ、また対応ということではありますができるだけ周知に努めていただいて、適切に、また迅速に受け取るべき方の手に渡るように努力をしていただきたいと申し上げて、賛同したいと思います。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第40号「令和3年度岬町一般会計補正予算(第2次)について」起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

以上をもって、臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和3年第2回岬町議会臨時会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午前11時36分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和3年5月25日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 出 口 実

議 員 松 尾 匡